

佐賀県立図書館資料収集方針

令和5年4月1日制定

1 目的

この方針は、佐賀県立図書館設置条例第1条の規定に基づき、
佐賀県立図書館の図書、記録その他必要な資料（以下「資料」と
いう。）の収集に当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 佐賀県立図書館運営方針に従い、県民が必要とする資料を各分野にわたり幅広く収集する。
- (2) 市町立図書館を支援する中核的（基幹）図書館としての機能を十分果たしうる専門的な資料の収集に努める。
- (3) 県民や地域の課題解決を支援するために役立つ資料を収集する。
- (4) 地域の歴史、文化、産業等に関する郷土資料を積極的に収集する。
- (5) 時代や社会の変化に対応した情報提供に資する資料を収集する。
- (6) 児童の発達、教育の視点から必要になる資料を全点収集する。

3 収集する資料の種類は次のとおりとし、収集の基準については、
資料ごとに別に定める。

(1)一般資料

(2)郷土資料

(3)逐次刊行物

4 資料は、購入、寄贈、寄託等により収集する。

附則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この方針は、平成 27 年 10 月 8 日から適用する。

附則

この方針は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。